

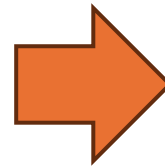
遠隔連携診療料の評価の拡大

遠隔連携診療料の評価の拡大①

〔遠隔連携診療料見直し項目①〕

○増点及び項目の細分化

改定前項目	点数
【遠隔連携診療料】	
1 診断を目的とする場合	750点
2 その他の場合	500点



改定後項目	点数
【遠隔連携診療料】	
<u>1 外来診療の場合</u>	<u>900点</u>
<u>2 訪問診療の場合</u>	<u>900点</u>
<u>3 入院診療の場合</u>	<u>900点</u>

○改定後各項目の対象患者(※対象疾患は次ページ) いずれも3月に1回算定可能

<u>1 外来診療の場合</u>	・対面診療を行っている入院中の患者以外の患者
<u>2 訪問診療の場合</u>	・在宅で療養を行っている患者であって通院が困難な患者
<u>3 入院診療の場合</u>	・入院中の患者

遠隔連携診療料の評価の拡大②

〔遠隔連携診療料見直し項目②〕

○改定後の対象患者、遠隔診療を行う保険医療機関

	対象患者	遠隔診療を行う保険医療機関
外来診療 の場合	・ 指定難病の患者※ ¹	難病診療連携拠点病院、難病診療分野別拠点病院又は難病医療協力病院
	・ てんかんの患者※ ¹ ※ ²	てんかん診療拠点機関
	・ 希少がんの患者※ ¹	特定機能病院又は都道府県がん診療連携拠点病院
	・ 小児慢性特定疾病医療支援の対象患者※ ¹	特定機能病院又は小児入院医療管理料 1 を届け出た保険医療機関
	・ 医療的ケア児（者）	
	・ 悪性腫瘍の患者（治療中のものに限る） ・ 膠原病の患者（治療中のものに限る） ・ 慢性維持透析の患者	対面診療を行う保険医療機関と同一都道府県内の保険医療機関
訪問診療 の場合	・ 標榜していない診療科であって、その診療科の医師でなければ困難な診療を要する者	対面診療を行う保険医療機関と同一都道府県内の保険医療機関
	・ 医療的ケア児（者）	
	・ 外来緩和ケア管理料の対象患者	外来緩和ケア管理料を届け出た保険医療機関
入院診療 の場合	・ 指定難病の患者	難病診療連携拠点病院、難病診療分野別拠点病院又は難病医療協力病院
	・ 希少がんの患者 ・ 日本臓器移植ネットワークに臓器移植希望者として登録された患者	特定機能病院又は都道府県がん診療連携拠点病院
	・ 小児慢性特定疾病医療支援の対象患者	特定機能病院又は小児入院医療管理料 1 を届け出た保険医療機関
	・ 標榜していない診療科であって、その診療科の医師でなければ困難な診療を要する者	対面診療を行う保険医療機関と同一都道府県内の保険医療機関

注) 青字の対象患者については、当該保険医療機関が人口の少ない地域に所在する場合に限る。

※¹ 診断を目的とした場合には、疑い患者を含む。

※² 外傷性のてんかん（診断を目的とした場合に限る。）及び知的障害を有する者に係るものを含む。